

ラナ時代におけるネパールの対外政策 —親英路線の形成・強化・影響を中心に—

徐 学 斐

Abstract

Prithvi Narayan Shah, the 18th-century conqueror who united Nepal, left a famous saying, “Nepal is like a yam between two boulders”, which describes the geographical position of Nepal vividly. However, as the Qing Dynasty was defeated by the British Empire in the Opium War and the British Empire began to rule India directly after the Indian Mutiny, the northern boulder collapsed in the mid-19th century. At almost the same time, Jang Bahadur Rana became the first Prime Minister of the Rana Regime of Nepal. How would Nepal adjust its foreign policy to confront the pressure from the British Empire? The purpose of this paper is to describe the process of the formation and the reinforcement of the British forward policy. This article will also analyze the reason for the policy transition and the influence of the policy.

キーワード……ネパール ラナ政権 シャハ王朝 対外政策 親英路線

はじめに

ヒマラヤン・リージョンの山国であるネパールの地政条件について、シャハ王朝 (Shah Dynasty ,1769-2008) の初代国王プリティヴィ・ナラヤン・シャハ (Prithvi Narayan Shah) は、「ネパールは二つの巨礫の間に挟まれる長芋だ」という有名な言葉を残した。それは18世紀の半ばに生きていたプリティヴィ・ナラヤン国王が、全盛期の大清帝国と英国影響下のムガル帝国の間で存在空間を見いだしていた自国に対する認識を示したものである。

当時、インド亜大陸に進出していた英国の存在感には著しいものがあった。プリティヴィ・ナラヤン時代以降百年もたたないうちに、二つの大きな出来事があった。一つは、アヘン戦争で清国が英国に敗北したことである。もう一つはインド大反乱の失敗によるムガル帝国の崩壊と英国によるインドへの直接支配のことである。この二つの出来事により、「二つの巨礫」のうち南に位置する英印帝国の方だけが残ることになった。

このようなバックスブリタニカの時代において、英国と接点をもった南アジアの国々に突きつけられた難題は、英国に屈服するか抵抗するかということであった。当時のネパール・ラナ政権(1846-1951)はその強力な英国といかに付き合っていたか、その考察が本稿の課題である。

ネパール・英国戦争(1814-1816)以降、対英強硬姿勢を一変させたのはラナ政権の創出者で

あるジャンガ・バハドゥル・ラナ（Jang Bahadur Rana）であった。その後、ラナ家出身の歴代首相はジャンガの親英路線を継承したのみならず、英国との関係をさらに強化しつづけた。そこで、本稿では、先行研究に依拠しながら親英路線の形成と強化の過程を考察し、それぞれの理由を解明すると同時に、親英路線の貫徹がもたらした影響をも考察していくこととしたい。

1 プレ・ラナ時代のネパール・英国関係

ネパールが英国と接触を始めたのは19世紀初頭である。正確に言えば、双方の接触はネパール・英国戦争から開始された。その戦争は、シャハ王朝による領土拡大が大英帝国のインド亜大陸への進出との間で葛藤を生み出したために、英国側が仕掛けたもの¹⁾である。ネパール側は徹底的に抵抗したものの、当時の東インド会社に敗北し、スゴウリ（Sugauli）講和条約が結ばれた。リシケシ・シャハ（Rishikesh Shah）の考察によれば、合計十項目²⁾がこのスゴウリ条約に盛り込まれた。

スゴウリ条約の内容から見れば、(1)領土の割譲、(2)ネパールにおける欧米人雇用の制限、(3)英国公使（レジデント）³⁾の長期駐在、の3点に特徴付けられている。領土の割譲はプリティビ・ナラヤン王以来の領土拡張主義に終止符が打たれたことを意味した。それ以降、現在に至るまでネパールの支配領域はほぼ変わらない⁴⁾。そして、欧米人雇用の制限と公使の長期駐在は、英国がネパールの王家・貴族と接触する機会を増加させる効果があったように思われる。ところが、条約締結後強い反英感情のなかでカトマンズの宮廷は英国人の駐在に極めて警戒的で、警護の名の下に公使に接近する全てのネパール人をチェックし情報の提供を求めるという状況であった⁵⁾。ホジソン（Hodgson, 1829-1831/1833-1844 在任）がレジデントに着任した後、両国の接触はようやく増えることになった。それは、1830年代にビムセン・タパ（Bimsen Thapa 執権⁶⁾の在任期間, 1806.4-1837.7）の権力が低下したとと密接に関わっていたのである。

1832年、ビムセン・タパを強力に支持していたラリト・トリプル・スンドリー摂政女王（Queen Tripurasundari）の死にともない、パンデ家をはじめとする反ビムセン勢力が台頭しはじめた。ビムセン・タパは劣勢を挽回するために、知ネパール派のホジソンに接近し、英国側の協力を求めようとした。彼が最初に英国側に好意を示したのは、1792年の通商協定問題⁷⁾での譲歩である。ホジソンも着任後協定の実行をネパール側に迫ったが、ビムセンは当初、条約がすでに失効したという理由でホジソンの要求を拒否していた。けれども、政争で次第に追い詰められてきたビムセンは1834年3月に妥協的姿勢をみせ、ホジソンに新協定の締結⁸⁾を提案した。結局、この案は従価税率4%が低すぎるという理由で英国駐インド総督府の承認が得られなかったが、ビムセンが英国を怒らせないように工夫を凝らしたことがうかがわれる。通商協定の再交渉以外にも、ビムセンも英本国との直接連絡の道をつけようとし、1835年の年末に甥のマトバル・シンハ（Mathbar Singh Thapa 1843-1845）を、訪英させる目的で英政庁の所在地カルカッタに送った。しかし、ホジソンがレジデントの頭越しに行われる直接交渉に強く反対したこ

とで、マートバル・シンハは翌年の春に何一つ実質的成果を得ることができないままに帰国したのだった。

以上のように、国内での立場が弱くなったビムセンは英国側の支持を求めるために英国との協力を模索したが、英国側の要求を満たさず失敗の結果に終わった。ビムセンが成功したか失敗したかはともかく、彼がレジデントと交渉する回数は増えたに違いない。リシケシ・シャハの考察によれば、双方の触れ合いが増加するにつれて、英国側はビムセン自身の境遇に関心を示さなかった一方、ネパール宮廷の内部、特に国王の方にレジデントと東インド会社の影響力を浸透させようと企んでいた⁹⁾とされる。しかし、当時のネパール宮廷において、ビムセン以外の者は英国に対して強い抵抗感¹⁰⁾をもっていたため、ビムセンの失脚からジャンガの登場までの約十年間は対英強硬策を堅持していたのだった。

2 親英路線の形成

ラナ政権創出後、ジャンガは対英強硬姿勢を一変させ、再び対英融和の路線を取るようになった。レグミ (D.R.Regmi) の観点によれば、ジャンガがコトの大虐殺¹¹⁾を引き起こし、ラナ政権を創出した背景には英国の支援があり、ジャンガの勝利はまさに英国外交の勝利だった¹²⁾とされる。レグミの考えにしがえば、ジャンガは英国に恩返しをするために対英融和の姿勢をみせていたということになる。しかし、英国は裏でジャンガのことをどのように支援したのか、ジャンガとともにコトの大虐殺を密謀したか否かについて、レグミは有力な根拠をだしていない。とはいえ、そのような可能性も排除することはできない。ジャンガの立場に立って考えてみると、つぎのような二つの要因があったと考えられる。

第一に、インドに亡命した政敵への統制に英国側の協力を求めることである。コトの大虐殺の後、インドに亡命した政客は少なくなかった。彼らはジャンガ暗殺の計画を立て、政権復帰を図ろうとした。例えば、1849年5月に、インド滞在の王族グルプラサード・シャハ (Guru Prasad Shah) がジャンガ毒殺を企てていたが、英国側の協力で事前に発覚したため、グルプラサードは全面降伏してジャンガに許しを乞うた¹³⁾。この一例はあくまでも氷山の一角にすぎなかったが、ジャンガは安定した新政権を維持するために、インドに亡命した政客、特に旧王族、そしてバスネット家をはじめとする旧貴族への監視や取締などに英国側の支援を求めた。

第二に、国王になる野望を実現するために、英国側の支持を得ようとしたことである。当時の英国駐カトマンズレジデントであるラムゼー (G.Ramsay) は、1854年8月26日の手紙の中で「ジャンガは将来シャハ王朝を転覆させる可能性が高い。しかし、平定したるものは王となり、負けたるものは寇となる。それは、命がけで定められたことなのだ」¹⁴⁾と記した。少なくともジャンガが1854年からシャハ王朝を転覆させようとしていたことは確実である。彼自身も英国の支持を得るために、国王の無能、悪趣味などを繰り返しレジデントに強調するという形で英国側の腹を探っていた。英国と英領インド政府はこの点において極めて冷淡な態度を示し、

終始「内政不干渉」という中立的な立場を取っていたが、リシケシによれば、ジャンガは 1868 年まで、このような努力をしつづけた¹⁵⁾とされる。

以上の二つの要因はあくまでもジャンガ自身の意図から分析したものである。より客観的に考えてみれば、当時英国の実力もジャンガが対英融和路線を取った一要因と考えられる。当時の英国はアヘン戦争で清国を破って開国を強い、そして 1843 年にはシンド地方 (Sindh) を征服し、さらに二回のシーク戦争によって、シーク王国からカンミールを分断して支配下の藩王国としていた。このような強大な大英帝国との友好関係を重視せざるを得ないと判断したジャンガは、ヴィクトリア女王を訪問したい旨を英国側に申し入れた。彼の希望は当時としては前代未聞のものであった。なぜならば、ヒンドゥー教徒は「黒い水」、つまり大洋を渡るとカーストを失うとされたからである。もちろん、海外渡航のために御用のブラフマンは特別の方式でジャンガの「罪」を清めたが、ヒンドゥー教のタブーまで冒したジャンガが英国側に十分な誠意を示した上で、ネパールの友好的立場を理解させようとしたことは疑いのない事実であった。また、英国、フランスを歴訪したジャンガはヨーロッパの繁栄を身をもって知ようになった。このアジア史上初と言ってもよい政権担当者のヨーロッパ大陸訪問はジャンガに感銘をあたえ、ネパールにとって唯一の活路は英国との友好以外にないことを確信させた。ジャンガの任期内において、ネパールは、戦時の英印に軍事援助を提供するという形で英国に対する忠誠心を最大限に示したのである。特に、1857-1858 年のインド大反乱において、ネパールは約 1 万 2000 人の援軍¹⁶⁾を英印軍に提供し、反乱の平定に助力したのだった。

一方、英国が狙っていたのはネパールのグルカ兵 (the brigade of Gurkhas) である。1816 年のスゴウリ条約にはグルカ兵の募集に関する条項が盛り込まれていないが、1815 年 5 月に初戦で敗北したアマール・シンハ・タパ (Amar Singh Thapa) 指揮官が東インド会社と結んだ協約のなかに、降伏したネパール軍兵士が自ら希望するならば、英印軍に勤務することは自由である¹⁷⁾と書かれている。これをもって、英印軍内に最初のグルカ部隊が編成された。ネパール・英国戦争後、第二次シーク戦争 (1847) で英印側は再びグルカ部隊の勇猛さに驚き、当時の兵士の要件としてグルカ兵が最高級に優秀であったと評価していた。また、大英帝国のアジアへの進出にともない、戦争が頻繁に起こるという背景のもとで、英国はラナ政権が創出される前からグルカ部隊の増強をネパールに要求し続けていた。ところが、ネパールにとっては、自国民が隣国の軍隊に徴募されることは極めて繊細な問題であり、安全保障上の脅威となりかねなかった。対英協調派のジャンガでさえも種々の口実を設けてグルカ兵募集問題を回避しつづけて、この問題はジャンガの在世中には解決できなかった。備兵の問題を解決したのはジャンガの後継者ラノディップ (Ranoddip) である。ジャンガはインド大反乱で英国の高い評価を受けたと同時に、ヴィクトリア女王から最高階級のバス勲章 (Knight Grand Cross of the Order of the Bath) をも受けた。これは個人の名誉だけではなく、自分の威信を高める手段でもあった。ラノディップも当然バス勲章が象徴する意味を知っていた。しかし、戦功のない彼に勲章を賜与するこ

とは容易ではない。バス勲章を手に入れるために、ラノディップはグルカ兵徴募問題で譲歩する姿勢を示した¹⁸⁾。英国もロシアとの衝突に備えるためにグルカ兵の徴募を急いでいた。かくして、1880年にネパールと英国との間でグルカ兵募集問題に関する協定¹⁹⁾が締結された。ラノディップはシャムシェル(Shamsher)兄弟らに殺されるまでバス勲章をあたえられなかったが、協定の締結によって英国のグルカ兵徴募制度は定着することになった。

以上のことを踏まえて考えると、ネパールにも英国にも相手に求めるものがあったと言えよう。ラナ家の首相は強大な英国と友好的な関係をもつようになったほか、彼ら自身の個人的野望と名誉を獲得するために英国の協力を求めた。一方、英国側もグルカ傭兵の提供をネパールに要求した。このように、両国の間で同盟に近い関係が形成され始めた。確かに実力からみれば、19世紀の後半において世界一の強国であった英国がネパールに依存しているとは想定しがたいが、グルカ兵徴募制度の確立は、二度の世界大戦に関与した英国にとって都合の良いものであった。

3 親英路線の強化

チャンドラ・シャムシェル(Chandra Shamsher)政権(1901-1929)からラナ時代の終焉(1951)まで、ネパールの親英路線はいっそう強化された。それは、国際情勢が急速に変化しつつあった20世紀において、ラナ時代中期・末期の首相は国家の地位と政権の安定をより重視することになったからである。国家の地位と政権の安定という面においては、当時のネパールにとって、(1)完全な独立国家という地位の承認、(2)反ラナ活動家の取り締り、という二つの課題は英国の賛成と協力がなければ達成できないものであった。

ネパールの地位について、英国にもさまざまな意見があった。13代目のインド総督ジェイムズ・ラムゼー(James Ramsay, 1848-1856 在任)は「ネパールは我々の属国ではない、完全に自らが支配する一国家である」²⁰⁾と述べており、14代目のチャールズ・カニング総督(Charles Canning, 1856-1862 在任)もジェイムズ・ラムゼーと同じような考えをもっていた。24代目のジョージ・カーゾン総督(George Curzon, 1899-1905 在任)はヒマラヤン・リージョンを「保護国の連鎖」と呼び、ネパールが原則的には独立国であるが、英国の支配下にあると判断していた²¹⁾。20代目のジョージ・ロビンソン総督(George Robinson, 1880-1884 在任)は、ネパールは完全な独立国ではないが、ネパールに条約を締結する権利を認めて、独立国と同じように遇する立場をとった²²⁾。当時のインド総督の意見から見れば、基本的には完全な独立国家か英国の支配下に置かれた「半独立国家」という二つの考え方があったと考えられる。19世紀80年代から、「半独立国家」である保護国という認識が強かったことは否めない。とはいえ、英国は公の場では一度もネパール王国の地位に言及することがなかった。このような曖昧な位置づけはチャンドラが首相になるまで続いていた。一方、ネパール側はビムセン時代から自分がインドの藩王国と異なり独立国家であることを英国に認知させようとしていた。1914年に勃発した第一次世界

大戦はネパールが再度英国に忠誠を尽くす機会をあたえた。ネパールの対英支援はつぎの五つの側面で実施された。

(1)インド軍への応募勧誘である。チャンドラは国民ができるだけ多く応募するよう勧誘することを公務員に命じ、インド軍への参加はネパール政府への勤務と同一に取り扱うこととした。(2)ネパール国軍の貸与である。海外渡航が禁じられていたため、ネパール軍は主としてインド内の警備に使われた。大戦勃発と同時にチャンドラは8000人の部隊をネパール・インド国境に待機させた。1918年に大戦が終わるまでに計1万4000余人がインド各地の警備を務めていた。(3)グルカ傭兵の補給である。チャンドラは休暇で帰国していたグルカ兵を至急原隊に復帰させ、税金その他を棚上げし、宗教上の渡航制限解除を斡旋した。(4)財政・物資の供与である。1914年から1918年までの間には110万ルピーの寄付をしたほか、カルダモン、茶、衣類等をも寄付した。(5)情報の提供である。ドイツの対グルカ兵、アフガニスタン、ネパール宮廷に関する諜報謀略工作に関する情報を英国に提供した²³⁾。

ネパールは大戦に応じて国民を総動員させ、迅速な募兵勧誘、十分な兵力の調達、異例のタブー解禁をおこない、英国に充分恩を売ったと言えよう。そして、第三次英国・アフガニスタン戦争（1919）をへて、1921年にアフガニスタンが独立国家として認められたことは、チャンドラが独立国としての認知問題を英国に働きかけるきっかけとなった。このような局面に至って英国も歩み寄りの姿勢をみせ、ネパール王国の地位を明確にする条約の交渉に同意した。英国が態度を和らげた理由としては、第一次世界大戦でのネパールの軍事支援に対する一種の恩返し、今後インド亜大陸の安全保障においてネパールの更なる協力を期することが考えられたのであろう。1923年に締結されたネパール・英国間の友好条約²⁴⁾によって英国は正式にネパール王国の独立性を認めるようになった。この条約のなかには国家間の相互尊重、安保上の相互通報、武器の提供、通商上の便宜などの内容が盛り込まれている。とりわけ安全保障の面に関しては、その第三条に、「国境を接する国の共通の関心として、両国の友好関係を害するおそれのある隣接国との摩擦や誤解を相互に通報し、このような摩擦や誤解を取り除くためにできるだけ斡旋する」と規定されている。また、第五条の武器提供条項にはつぎのように書いてある。「英国政府は、ネパールの強化と福祉のために要求され希望されるあらゆる武器、弾薬、機械、軍需資材を英国から或いは英国を通じて自由に輸入することを認める」²⁵⁾とされる。これは英国政府が武器の提供をつうじてラナ政権を支持する根拠となっていたと考えられる。このようにみれば、ラナ家は自らの希望を上回る成果をえたと言っても過言ではない。つまり、国家の地位の認証だけでなく、安全保障上の支援と協力も認められたのである。

ラナ時代の中・後期になると、ラナ家の首相たちにもう一つ新たな課題が生まれてきた。それは、インドにおける反英の民族・民主主義運動に影響された反ラナ活動家の取締である。親英路線の貫徹がもたらした影響ではあったが、後述するようにグルカ傭兵が大量に英国やインドに派遣されたことによって、世界情勢を知り始めたグルカ兵士らは退役した後にインドにお

ける反英の民族・民主主義運動に携わると同時に、インドに亡命したネパールのインテリと手を組んで、徐々に反ラナ勢力を形成していった。レオ・ローズ (Leo.Rose) の考察によれば、チャンドラ政権の時から、ネパールと英国の間では反英・反ラナ分子の取締で協力するという暗黙の合意がなされた²⁶⁾とされる。つまり、ネパール側はネパールにいる反英分子を英国側に引渡す義務が設けられ、英国側にもインドにいる反ラナ分子をネパール側に引渡す義務があったのである。その暗黙の合意に長期的な効力をもたせるために、ネパール・英国関係において相対的に弱者であったネパールは実際の行動で英国に恩を売りつづける必要があった。第二次世界大戦における英国への莫大な軍事支援はまさにネパール側の忠誠心を示したものであった。1940年、英国が苦戦の泥沼に陥ったときにも、ネパールのジュッダ・シャムシェル (Juddha Shamsher, 1932-1945 在任) 首相も親英路線を変えず英国の勝利を信じていた²⁷⁾。当時のカトマンズ駐在官ジョフレイ・ベサーム (Geoffrey Betham) は英国政府に提出した報告のなかでつぎのように書いていた。「ラナ家の首相は英国に軍事支援を提供する情熱を失っていない。ネパール側の尽力に対し恩義を感じている。特に、士気の鼓舞とインド軍への応募勧誘の面に力を注いだ」²⁸⁾。英国筋によれば、1939年から1945年にかけて、大戦中10万以上のグルカ傭兵が登録されたと報じられ、約14万8000人のネパール兵が派遣されたという記述²⁹⁾もある。ラナ政権の徹底的な親英路線は大戦の終結後に報われた。第二次世界大戦後、弱体化しつつあった英国は東南アジア (マレー半島、ビルマ) での戦後処理をおこなうために、ラナ政権にグルカ兵の更なる提供を希望していた³⁰⁾。その戦略目標を達成するために、インド全軍最高司令官オークランド (Auchland) は、ネパールに一時金100万ルピーを支払い、ネパール軍のために30万ルピーの基金を設置すると言明した³¹⁾。他方、武器の提供も含めて、反ラナ気運が高揚したなかで、英国側はラナ政権を王政復古³²⁾の直前まで支持していた。なぜならば、安定したラナ政権は英国にグルカ兵の提供を継続的に保障することができるからである。トリブバン国王 (King Tribhuvan) がインド亡命した時に、英国側はインドのネルー政権 (Jawaharlal Nehru) に国王に帰らせないように促した同時に、ラナ家が選んだギャネンドラ「新国王」(トリブバン国王の孫、当時3歳) を承認しようとさえした。当時英国駐インドの高等弁務官アルチバルド・ナイ (Archibald Nye) は、ネルーに英国政府の意思を以下のように伝えた。『『新国王』の承認問題については、我々はネパール当局 (ラナ政権) が新国王の即位を宣言する権利をもち、それが合法的であると考え、閣下はネパールの内政に干渉すべからず』³³⁾と、内政不干渉の原則にもとづいてラナ政権の意思決定に支持を表明した。結局、1950年年末に英国はインド側との交渉をつうじてインドの主張を認めるようになった³⁴⁾。とはいえ、ラナ政権の親英路線の貫徹と英国自らの国益追求との相互作用によって、ラナ時代においては英国が一貫してネパールと緊密な関係をもっていたことは否めない事実である。

4 親英路線の影響

ネパールの親英路線の貫徹がもたらした影響を考えると、主に以下の三点があったように思われる。

第一に、海外で反ラナの新勢力が形成されたことである。親英路線実施のなかでグルカ傭兵の役割は無視できない。すでに述べたように、第一次・第二次世界大戦において、多くのグルカ兵は世界各地の戦場に派遣された。けれども、グルカ兵の派遣はかえってラナ政権を脅かす潜在的な危機となりつつあった。特に、第一次世界大戦後、ヨーロッパ大陸に派遣されたグルカ兵は世界情勢を知るようになり、退役後の一部兵士が反ラナ運動に携わることになった。1919年2月、元グルカ兵士のケサル・シンハ・グラング（Keshar Singh Gurung）がインドで当時のチャンドラ首相に、「立憲君主制の下で民主政府を樹立すべきだ」と書いた書簡を送った。1931年、もう一人のグルカ兵士カラグ・バハドゥル・シンハ（Kharag Bahadur Singh）が一握りの友人と手を組んで英印軍のグルカ部隊で、反英・反ラナのチラシを配布した³⁵⁾。もちろん、彼らは当時の英印当局に鎮圧されたが、第二次世界大戦後にそのような新勢力は急速に増加し、インドにおける反英の民族・民主主義運動に参加すると同時に、インドにいたネパールのインテリアと手を組んで海外で反ラナ勢力を結成した。

第二に、英国の長期的な支援によって、旧勢力の急速な弱体化が見えにくくなっていた、ことが指摘できる。上述したように、英国はグルカ傭兵の継続的な提供を目論んでいたため、ラナ政権に武器の提供、反ラナ勢力への取締をおこなった。また、トリブバン国王がインドへ亡命したときにも、ネルー政権がネパール内政に関与したことを批判し、インド側に圧力をかけた。かくして、英国の支持を後ろ盾にしたラナ政権の弱体化は見えにくくなっていた。そのため、国内の新勢力はその攻撃の機会をみいだせずにはいた。

第三に、第一次・第二次世界大戦における対英の軍事援助は、ネパール自身の社会発展にダメージをあたえた。ネパールは二度の世界大戦において相当な代価を払った。佐伯和彦氏の考察によれば、第一次世界大戦のときに、1万6000余人のネパール国軍兵士がインドに派遣されたほか、英国軍の傭兵部隊には20万人のグルカ兵士が登録されたとされる。また、110万ルピーの現金、250万ルピー相当の銀、カルダモン、紅茶、ジャケット、木材、鉄道枕木等、総計1000万ルピー相当の援助がおこなわれた³⁶⁾。そして、第二次世界大戦においても、同じ規模の軍事援助を英国に提供した。ネパールは大いに評価を上げたが、対英の戦争協力は、人的にも経済的にも、そして戦後の発展にも取り返しのつかない損失をもたらしたのであった。

むすびにかえて

ジャンガ・バハドゥル・ラナがブレ・ラナ時代の反英姿勢を一変させた理由としては二つの面から考える必要がある。主観的な面から見れば、当時ジャンガには、(1)インドに亡命した政敵の影響排除という目的、(2)国王になるという個人的な野望、があった。それらを達成するために、ジャンガは英国の協力を求めたわけである。客観的な面から見れば、1850年代初頭、

英国、フランスを訪問したジャンガはヨーロッパの繁栄を身をもって知り、軍人特有の現実主義的な考えで対英協力・依存の道を選んだのであった。他方、当時の国際環境から見ても、アヘン戦争で清国を破って開国を強い、シーク教徒との戦争、あるいはシッキムでの戦争を仕掛けた強大な英国の力を目にしたジャンガは英国との友好関係を重視せざるをえなかった。それはまさに親英路線の起源であった。

一方、英国側にもグルカ雇用兵の徴集という目的があった。それゆえに、ラナ家の歴代首相は、英国へのグルカ傭兵の提供を個人的名誉の獲得、交渉打開の切り札として取り扱っていたのであった。チャンドラ・シャムシェル政権からラナ時代の終焉まで、ネパールの親英路線はさらに強化された。なぜならば、当時のネパールにとって、(1)完全な独立国家という地位の承認、(2)反ラナ活動家の取締という二つの課題は英国の賛成と協力がなければ達成できないものだったからである。ネパールは英国に好意を示すために、第一次世界大戦・第二次世界大戦において英国に莫大な軍人・物資を提供した。一方、グルカ傭兵の更なる提供を目論んでいた英国も最後までラナ政権の後ろ盾でありつづけ、反ラナ勢力の取締に助力した。

親英路線貫徹の影響として、まずグルカ傭兵が大量に英国やインドに派遣されたことにより、世界情勢を知り始めたネパールの軍人らは、インドでの反英運動に携わると同時に、インドへ亡命した反ラナの旧貴族らと手を組んで新勢力を徐々に結成した。また、ラナ家を筆頭とする旧勢力の弱体化は、英国の支援のためにはっきりと見えなかった。さらに、二度の大戦に巻き込まれたネパールは人的にも物資的にも甚だしい代価を払い、社会発展の停滞という深刻な影響を招くこととなってしまった。

しかし、ラナ政権の親英路線は永遠に続くことができなかった。第二次世界大戦終結後、英国の南アジアからの撤退により、巨大な権力の空白が生じた。それゆえに、ラナ時代の末期になると、シャハ王家と反ラナの新勢力が急速に台頭した。一方、ラナ家の絶対覇権の地位が次第になくなっていった。ラナ家、王家、新勢力の三勢力による権力闘争は1950年に入ってから膠着状態に陥り、国内政権の安定性も保たれなくなった。インドの調停によって、王政復古は実現されたが、各勢力間、特に絶対権力を目指す王家と民主主義を代表する新勢力との権力争いは継続していくことになったのだった。

<注>

- 1) 1814年11月1日、当時英国駐インド総督のヘイスティングス（Lord Hastings）が国境問題を口実にネパール側に宣戦を布告した。王宏緯『列国誌 尼泊尔』社会科学文献出版社,2007,124頁。
- 2) リシケシ・シャハによれば、①平和友好の精神規定。②係争地に関するネパール側の請求権放棄。③ネパールは東インド会社に次の地を割譲する。カリ河（Kali）とラプティ河（Rapti）との間の全低地。プトワル（Butwal）を除きラプティ河とガンダキ河（Gandaki）との間の全低地。英国の権威が浸透しつつあるガンダキ河とコシ河（Kosi）の間の全低地。メチ河（Mechi）とチスタ河（Tista）の間の全低地。メチ河以東の全丘陵地、この地域からゴルカ軍は40日以内に撤収する。④割譲地のネパールの首長及び廷臣に対する補償として英国はネパール国王が選定した首長に、ネパール国王の定める割当率により年間20万ルピーを支払う。⑤ネパール国王はカリ河以西の国に対する全ての請求権を放棄する。⑥ネパールは領土問題でシッキム国王を苦しめたり悩ませたりしない。争いがあれば英国政府が調停する。⑦ネパール国王は英国政府の同意なしでは如何なる英国臣民もヨーロッパ及びアメリカの臣民も雇用しない。⑧相互に相手国の首都に駐在する公使（レジデント）を交換する。⑨ネパールは1792年に結ばれた貿易協定を実行する。⑩批准の規定、とされる。Rishikesh Shaha, *Modern Nepal A Political History vol.1 1769-1885*, Manohar Publishers, 2001, p.139、西澤憲一郎『ネパールの歴史 一対インド関係を中心に一』勁草書房,1985,325-326頁参照。
- 3) カトマンズに駐在する公使は伝統的にレジデントと呼ばれ、インドの藩王国に駐在するレジデントと異なる点がない。レジデントが正式に公使（envoy）と呼ばれるようになるのは1920年代からであり、更に特命全権公使となるのは1932年からである。西澤,前掲（1985）,52頁。
- 4) 英国側は、条約が締結された1816年の12月にタライ地方の大部分をネパールに返還すると約束したが、1860年の領土返還条約によって、正式に引渡したのである。佐伯和彦『ネパール全史』明石書店,2003,516頁及び西澤,前掲（1985年）,82頁。
- 5) 西澤,前掲（1985）,52頁。
- 6) 執権（ムクティヤール Mukhtiyar）というポストは首相に相当する。1804年、上王のラナ・バハドゥルが執権を兼任した。そして1806年から、ビムセン・タバが執権となった。ジャンガ・バハドゥルがヨーロッパ訪問（1850-1851）後にこの官職を首相（プライム・ミニスター）と称するようになった。つまり、1804年から1851年までは執権と呼ばれ、1851年以降は首相と呼ばれるようになった。西澤,前掲（1985年）,347頁付録参照。
- 7) 東インド会社とネパールとの間で締結された通商協定である。その内容は、主として関税に関する取決めであり、具体的には2.5%の従価税が定められた。それにもかかわらず、ネパール側の英国に対する警戒心及び宮廷における政争などによって、この協定はほとんど発効されていなかった。Asad Husain, *British India's Relations with the Kingdom of Nepal*, 1970, p.337.
- 8) 1792年通商条約の実施ができることを見極めたビムセンは新しい条約の締結を提案した。西澤の考察によれば、草案の骨子は次の通りである。①ネパール産品のインドへの輸入税は従価4%、インド産品のネパールへの輸入税は5%にする。②インド領内に17ヶ所、ネパール領内21ヶ所の税関を設ける。③税関は全額一括払いとする。それ以外の税金は徴収されない。④これ以上の税金を徴収しようとした税関吏は処罰される。⑤不服申立てに対する裁判は迅速に行う。⑥税関に対する異議申立てはレジデントを通じて行う。⑦従来の協定は本協定をもって破棄される。西澤,前掲（1985）,59頁。
- 9) Rishikesh Shaha, *op.cit.*, p.157.
- 10) 1840年、ビムセンを追い落した第一王妃のサムラージャラクシュミーとラナジャンガ・パンデが英国が弱いと判断した上で、国王の同意を得て英領インド（かつてネパールの所領地域）に軍を進めた。この緊急事態に対して、ホジソンは「10日以内に軍の撤退、事件の解明などの要求に応じなければ、英国も軍事行動を起こす」とネパール側に通告した。当時のラジェンドラ王は、東インド会社が二万の兵を国境に派遣したと知ると、慌てて軍を撤退させ、さらにラナジャンガ・パンデをも罷免した。佐伯,前掲,532-533頁参照。この事例はまさに当時ネパール宮廷での反英感情が極めて高まったことを証明している。
- 11) コト（Kot）とは、当時ネパールの軍事会議場であり、宮殿の兵器庫でもあった。コトの大虐殺（Kot Massacre）は、1846年9月に起きた王宮大虐殺事件のことを指す。当時宮廷警備司令官であったジャンガ・バハドゥール・クンワールが弟達とともに手兵を引き連れて乗り込み、居合わせた廷臣を見境なく皆殺しにしてしまった事件である。西澤憲一郎『ネパールの社会構造と政治経済』勁草書房,1987,95頁。Kotの日本語訳については、コート、コット、コトという三つの訳し方があるが、本稿においては「コト」を使うこととしたい。
- 12) D.R.Regmi, *A Century of Family Autocracy in Nepal*, Varanasi: The Nepali National Congress, p.79.

- 13) 佐伯,前掲,553頁。
- 14) G.A.Baird, *Private Letters of the Marquess of Dalhousie*, London, 1911; cited in Rishikesh Shaha, op.cit, p.253. 英語の原文は以下のようなものである。"Jang Bahadur will infallibly try to subvert that dynasty some day, and it is the toss-up of a rupee whether he will be Rajah or have his throat cut".
- 15) Rishikesh Shaha, op.cit, p.255.
- 16) Bishwa Pradhan, *Behaviour of Nepalese Foreign Policy*, 1996, p.120.
- 17) 西澤,前掲 (1985) ,85頁。
- 18) Adrian Sever, *Nepal under the Ranas*, ASIA PUBLISHING HOUSE, 1993, p.175 参照。
- 19) この協定には主に次の六条項が書いてある。①ネパール政府は英国の募兵について公示周知させる。希望者はネパールの地方官に届け出た上で応募することができる。②公示文の写しを国境近くのインド側にいる募兵担当者に交付する。③ゴルカ及びアッサム (Assam) 連隊の除隊者がネパール政府の監督下に募集に従事することを認める。④レジデント公館の軍医が身体検査をすることを認める。⑤レジデント公館の練兵場で訓練することを認める。⑥その代償として英国は、800人の募兵毎に800挺のスナイダー銃と弾薬をネパール政府に無償譲渡し、5600人に達するまで同様の追加贈与をする。またネパール政府に弾薬製造用の鉛と硫黄の輸入を認める。西澤,前掲 (1985) ,93-94頁参照。
- 20) Ramakant, *Indo-Nepalese Relations 1816-1877*, 1968, p.531.
- 21) Asad Husain, *British India's Relations with the Kingdom of Nepal*, 1970, pp.298-300.
- 22) Majumdar, *Political Relations Between India and Nepal*, 1973, pp.189-191.
- 23) (1)-(5)は、西澤,前掲 (1985) ,107頁参照。
- 24) ネパール・英国友好条約は1923年12月21日にカトマンズのシンハ王宮にて締結された。この条約には七つの条項が含まれている。第一条には、両国間の恒久の平和友好と相互に内政及び外政の独立の尊重を約すと書いてある。当時、この条項はネパールの独立に法的な根拠を提供した。第二条は本条約で訂正する以外の既存条約の効力確認である。第三条及び第四条は安全保障に関する条項である。具体的には隣国との衝突についての通報、自国領土を相手国の安全を害するように利用させない義務である。第五条は英国による武器の提供に関する規定である。第六条は流通貨物の免税の規定である。第七条は批准条項である。Adrian Sever, *Nepal under the Ranas*, p.274 ; 西澤,前掲 (1985) ,109-110頁、328-329頁参照。
- 25) 西澤,前掲 (1985) ,328頁。
- 26) Leo E. Rose, *Nepal Strategy for Survival*, University of California Press, p177.
- 27) 王艶芬『共和之路 尼泊尔政体変遷研究』社会科学文献出版社, 2013, 68頁。
- 28) Rishikesh Shaha, *Modern Nepal A Political History vol.2.1885-1955*, pp.142-143.
- 29) Ishiwari Prasad, *The Life and Times of Maharaja Juddha Shumsher Jung Bahadur Rana of Nepal*, p.269.
- 30) 王艶芬「試論英国在1950年代初尼泊尔革命中支持拉納独裁体制的原因」『安徽史学』, 2013年第3期, 65頁。
- 31) 佐伯,前掲,590頁。
- 32) 1951年2月15日、トリブバン国王 (King Tribhuvan 1901-1955) はインドへの短期間亡命の後、盛大な歓呼の中にカトマンズに帰還した。同年2月18日、トリブバン国王はインド、国王、ラナ家、ネパリコングレス党が合意したニューデリー協定に基づき、新しい暫定政府の成立を宣言した。この歴史的な瞬間は、ネパールの「王政復古」(「王政維新」) と呼ばれ、ラナ家による百五年間の世襲政権が幕を閉じ、国王が再び権力を取り戻したことを意味する。
- 33) Rishikesh Shaha, *Modern Nepal A Political History vol.2.1885-1955*, pp.216-219 を参照してまとめたもの。
- 34) 1950年12月3日に英国のエスレル・デーニング卿 (Sir Esler Denning) とフランク・ロボーズ卿 (Sir Frank Roberts) がカトマンズを訪れ、ネパールの政治状況に関する視察を行った。彼らは現場で「ラナ政権を倒せ」、「英国使節団をネパールから出ていけ」を掲げるデモ隊に遭遇し、ネパール民衆の反ラナ気運を身を持って感じた。そして、1951年1月に行われた英国連邦首脳会議において、ネルーは英国がラナ政権を支持すればインドは英国連邦から脱退することを辞さないと英国政府に圧力をかけた。このような背景には英国はインドの主張を認めるようになった。王艶芬「試論英国在1950年代初尼泊尔革命中支持拉納独裁体制的原因」前掲, 67頁参照。
- 35) Shaphalya Amatya, *Rana Rule in Nepal*, Nirala History, 2004, pp.62-63.
- 36) 佐伯,前掲,575頁。

主指導教員 (真水康樹教授)、副指導教員 (上村都教授・稲吉晃准教授)